

清規を中心として觀たる
作務考序説(二)

稻葉明堂

四 作 務 考

前節に於て簡單ながら作務の公的且最も顯著なる普請について誌した。次に作務一般について其の考察を試みたい。一見繁雜地味にして無味乾燥を覺えしめるのであるが、私はこの冷かな清規を通じて表象された編者の丹心を禮し、清規を遵奉してよく叢林の盛を致し、大器を成じて人天を教化し、後昆に範を垂れた古祖師を偲びつゝ、拙き筆の歩みを續けるであらう。

清規中少部分を除く外少しも肉體的勞作を要しないものは稀である。住持章・大衆章・兩序章を初め、祝釐章・報恩(本章)章・尊祖章等に含まれてゐるもの總てを廣義に於ける作務と言ふことが出来るであらう。然しかゝる廣汎なる材料を研究の對象とすることは、勞多くして反つて功少きものゝやうであるから、今は兩序章を主として考察せん。

勅規兩序章第六云。兩序之設爲衆辨事。而因以提綱唱道。輔蔽宗猷。至若司帑度歷庶務。世

出世法無不閑習。然後據位稱師臨衆馭物。則全體備用。所謂成己而成人者也。

兩序とは東序と西序とである。兩者は大衆の爲に事を辨するのであるが、假りに世・出世を分けて言ふならば、西序は出世法を掌り、提綱唱道して宗猷を黼黻するものであり、東序は世法を掌るものにして、帑度を司り庶務を爲すのである。然も兩序は車の兩輪の如くである。人について言へば、兩序にしてよく掌り得る底に至つて、始めて全體備用と云ふを得ん。東序は西序あるによつて一層價値があり、西序は東序あるによつて全いのである。普請に於ては既述の如く住持も出で、作務するのであるが、日常は西序にもあるが、特に東序の列職員が其の任に當るのである。それ故私には考察の範圍を一層限定して東序の中、典座・直歲及び列職員にして作務に關係深きものゝみについて記すであらう。

四規について異同を明かにする爲にその名目を列記せば左の如し。

(禪規)

典座

(備規)

典座

(勅規)

典座

(證義記)

典座、貼案、飯頭、二飯、菜頭、大火、水頭、

香灯、小火、磨頭、雜務、(厨房)

直歲

直歲

直歲

值歲、知山、巡山、柴頭、山寮香燈、(山寮)

延壽堂主

延壽堂主

延壽堂主

淨業堂主

淨頭	淨頭	淨頭	淨頭
化主	化主	化主	化主
街坊 <small>粥・米・麥・菜・醬・街坊</small>	街坊	街坊	化飯、收供、
園頭	園頭	園主	園頭
磨頭	磨頭	磨主	(前記)
水頭	水頭	水頭	(前記)
炭頭	炭頭	炭頭	炭頭 兼 爐頭、
	樹頭		(前記)
莊主	莊主	莊主	莊主
	監收	監收	監收

尙、禪林象器箋等を見れば、左の如き列職を附加するを得。
 知屋 兼 知器、監修、擔運 兼 貼庫、印房、

湯頭、茶頭、薑頭、麻頭、火頭、柴頭、鍋頭、桶頭、都場、都倉、甲幹、莊甲、莊佃(莊客、地客)、修造局、諸色作頭、監作、直廳、及多くの行者。

(A) 勅規以前

〔典座〕

勅規云。職掌大衆齋粥。一切供養務在精潔。物料調和。檢束局務。護惜常住。不得暴殄。訓衆行者。循守規矩。行益普請。不得怠慢。慚恤園夫。栽種及時。均俵同利。二時就厨下粥飯。食不異衆。粥飯上桶。先望僧堂。焚香設拜。然後發過堂。

六味精ならず三徳給せざるは典座の衆に奉ずる所以ではない。(龜鏡文)されど財乏しく材料豊ならぬ叢林の此の職は容易ではない。雪峰の到處に典座を力め、古祖師より現今に至るまで綿々として重んぜられて來たのも單に食の不可缺な爲ばかりではあるまい。物料を調和し、常住を護惜すること眼睛の如く、醬醋藏收菜をして時を失せしめざるは、自ら道心を磨き隱德を行する所以ではなからうか。而もこの繁忙の中にも「行益普請不得怠慢」と戒めてゐる。禪規には「齋粥須運道心隨時改變。令大衆受用安樂。」「造食之時。須親自照管。……」等詳かに注意し、「當廣種蔬菜。力除草穢。四時合種雜物。勤看老圃須知。園丁當以私慧優寒暑。」と云ふ備規は此職の大切なるを誌して、「無真心供養者。不宜徇關節妄請之。當與前堂首座謀議。從衆擢用萬不失一也。」と云ふ。

「粥飯上桶。先望僧堂。……」(勅規)を備規には「常把衆人。頂在頭上。自獲福利。不汝欺也。」と云ふ。道元は「今我日本國佛法名字聞來已久。然而僧食如法作之言先人不記。先德不教。况

乎僧食九拜之禮。未_レ夢見_レ在」。〔永規、典座教訓〕と時弊を慨いてゐる。眞に味ふべきの一事である。而も勤且勞して其の勤を忘れ、變に従つて妙機を發得するならば、大虚を口となし、萬象を舌となして讚するも及ばないであらう。

〔直歲〕^{シツスイ}(值歲)

勅規云、職掌一切作務(下略)(參照、二、作務の意義)

直は當なりで 一歳の幹事に當るより生じた名であらう。前掲の文により斯職の内容は了知し得るが、更に禪・備兩規を見れば、

巡護山林、庇風水、掃酒廊廡、疏決溝渠、措辨柴薪、油坊、鞍馬、缸車。

の如き作務事項を附加し得る。作務の各項については以下序を追うて述べんも、「宜公勤勞逸必均」(勅規)と云ひ、「宜公心勤力知時別宜」(禪規)「勤苦向前以盡厥職……」。古人一日不作一日不食。思之。(備規)の言句を見落してはならぬ。雲桃章直歲條に云く、「何ヲモセイテ、イタツテ食ヒハカリメ居ル者ハ、財ヲ損ミ、公界ヲ害スルソ、其レヤウナ者ヲハコスイテノケヨ。」と、なか／＼の峻嚴振である。

〔延壽堂主〕(淨業堂主、涅槃頭、無常院主とも云ひ、堂主と略稱す)

勅規云。看視病僧。湯菜油燭炭火。粥食五味。常備供須。公界倘缺。若自己豐裕。結緣應付。

或勤化施主。措辨。床席衣被。狼籍穢汚。爲其洗浣。母生憎嫌。八福田中。直病爲第一也。肉體的勞作もさりながら、看視病僧の一事は言ひ得べくして行じ難し。のみならず堂中所用の物は、勅規には「公界尙缺云云」と云へるに對し、禪規には「堂中所用。柴炭米麪。油鹽醬菜。茶湯藥餌。薑棗烏梅。什物家事。皆係堂主緣化。」と誌した後に、如し無力ならば「唯米麪油炭就常住打給」と云ふに至つては一層の難事である。而も校定規には「古者。建立叢林。爲老病設。……今諸方。延壽堂。有名無實。……爲住持者。當推菩薩慈悲之心。留意於此。」(住持章)と戒め、備規には「病是衆生良藥。當改過日新。孤燈獨照時。正好著力。」と云ふのも、自省一番、自らその所以を知るであらう。禪林寶訓に誌す高菴禪師の如きは斯職龜鑑の一と爲すべきでもあらう。

〔淨頭ウンヂウ〕(持淨とも名く)

勅規云。掃地裝香。換籌洗厠。燒湯添水。須是及時。稍有狼籍。隨卽淨治。手巾淨桶。點檢添換。凡供此職。皆是自發道心。將交替時。堂司預出小榜云。下次淨頭缺人。如有願結緣者。結緣請留芳名。收榜白堂司。後覆住持。請充之。

〔東司ハ、ケカル、處チャホトニ、イカニモ淨クセウカ本ノ、素トニ何ニモ淨ノ字ヲツクルン、淨クセヨト云心テ、淨頭ト云フ。〕(雲桃章)

東司一切に關する事を司るのである。禪規に言ふ如く「行人之所甚難。當人之所甚惡。」であ

る。故に自ら道心を發して結縁を願ふ者をして充つるは上文に見ゆるも、古解には「後堂已下。不拘何人。當就此職也。」と言ふ。而も行じ難きをよく行じ、「觸邊明淨。道業圓成。」(備規)し、「同袍拱手入廁。寧無慚愧之心。」(禪規)しめば、誠に自利々他共成の大道である。これ雪豆、妙喜の此職に服務せられしを掲げて後生を戒めた所以であり、(備規) 諸禪錄に斯職に勤苦せられし人々の記多きと合せ見るべきである。

「化主」「街坊」(供養主)

勅規云。凡安衆處。常住租入有限。必籍化主勸化檀越。隨力施與。添助供衆。其或恒產足用。不必多往干求取厭也。

「常住ノ陪堂ヤ茶ヤ油ヤナントノ不足ヲ勸心スルモノ。」(雲桃章)なる故に、備規には「隨彼施心。毫厘無易」「生難遭想。則可也。」と云ふ。禪規には「粥街坊。米麥街坊。菜街坊。」をあげ、外檀越を勤して福田を増長し、内禪林を助くるものとし、道果を資持し若し聖に契ひ心を運ぶのでなかつたならば、何を以つて衆望に酬いんやと云つてゐる。

「園頭」(園主)

勅規には簡に「不憚勤苦。以身率先。栽種菜蔬。及時灌溉。供給堂厨。毋使缺乏。」と記し、禪規は「糞地築畦。布種生芽。澆水種草。並須及時。」と云ふ。「有餘方可出賣」(禪規)と云ふ所より

察して、園主の下には園夫（藝ニ菜蔬ニ之人夫）も多くゐたであらうが、田畑の廣汎、従つてその繁忙の狀は明かである。「不禪勤苦。以身率先。」或は「勤苦率先。朝夕無怠。……火種刀耕。以古爲念。忽然抛下。鏗頭歸去。豈不快哉。」と悟後の妙用を道中の工夫の切要を示して唱へてゐる。

「磨頭」(磨主)

勅規云。兼主確坊米麩供衆。極有關係。須擇有道心人。暗曉春磨等事者充之。

「世諦ノ事ハヨク悉ク知ラス者カイロウテハサテン」で暗曉春磨の者を撰ぶは勿論、舎の叢林の後或は山前等大衆より離れてある故に有道心の者にしよくなし得る事である。典座庫司と圓融して、春米潔白、乾濕均しく、時を失することなく、而も「勲々策發道心」(禪規)し、「爲辦事外持道業」(備規)より辦事即道業の無碍道を打開し得るならば、經濟的に不可闕のみではない。六祖の確を踏むこと八ヶ月余遂に大器を成し、東山縦横の妙用は永く此職の範である。

「水頭」

「勅規云。五更燒湯。供大衆盥盥。手巾面盆。燈燭牙藥。母令缺少。冬月焙焙手巾。須早起鋪排。勿致臨時動衆念。」早起所用の道具を鋪排し、大衆をして但に修行せしめて、此事のために念を動せしめざるにある。禪規は前記の化主と並稱してあり、備規には更に詳述を極め、「善緣爲念」の一句で結んでゐる。

「炭頭」^ト「爐頭」

勅規云。預備柴炭。以禦寒事。或化施主。或出公界。須令足用。

禪規には炭頭と爐頭と兩職あるも、後世は炭頭に兼務せしめたやうである。備規を見るに「暑月倣造炭團。瓣積白炭。」と誌して暑月の作務の一端を知り得る。禪規によれば十月一日開爐、二月一日閉爐とし、「放參前裝爐。粥前添炭。相度寒暖。臨時添減。」と云ひ「以道爲懷、可也」と一句子を點じてゐる。

「莊主」^{シヤウヌ} (都莊^{ツシヤウ} 忠曰蓋莊主也) 「監收」

勅規に「古規(禪規)初無莊主監收」と云ふ如く、禪苑の莊主は後の監收とを兼ねたものである。

禪規云。莊主之職。主官二稅。耕種鋤耨收刈持梢哉接窠木泥築垣墻。收般糞土須及時。躬親部領。守護地邊。明立界至。飲飼頭口。省減鞭打。安停客戶。……慎無延納。師僧且過。恭謹承迎。無以常住錢物。抄注諸方僧供。……

幾多の莊田を有した叢林の此職は經濟的にも重要であり、且莊舎の中に生活する故道心なくては不可能である。「竭力運謀。使火佃有進思之心。常住有羨餘之益。方爲善美矣。」(備規)である。五祖演禪師も上堂に於て斯職の樞要を擧して云く、

人之性命事。第一須是稻。欲得成此稻。先須防於盜。若是真人道道。(五祖演禪師錄)

備規監收の條には小師郷人をして此職に當てるならば、因果を知らず、常住を隱瞞し、佃甲を苛取して歲計不足のみならず、且累の山門に及ぶにより「貴在擇人」と云ひ、唯天童には諸莊の古式を墜さず「至今遺風在焉」と誌すよりすれば、(註一)多少の難は免れないが、(註二)大體に於てはその弊も甚しくなかつたのであらう。而るに勅規に至り、監收の條には「近代方立此名。此名一立。其弊百出。……蠹公害私。不可枚舉。雖欲匡救。未如之何。」と云ひ、莊主の條には、三大惡弊を擧げ、(註三)耕種には佃があり、提督には甲幹があり、收租の時には監收僧行等それ〴〵有司の存し、若し臨時の要務あれば、勤奮知事に分委すれば可なれば、むしろ此職の廢すべきを主張してゐる。その弊を指摘した痛然なる文字を引用するの繁をさけるが、「近時叢林凋弊百出。而莊中無甚。……住持勤奮。能恤念寺門。欲擲費救弊。汰除濫冗。請自此始。」と極論せるによつて察すべきである。積集し來れる弊の極點に達せし時、勅規が峻烈なる非難を加へ、以て天下の則となつたのである。此職にあつて私利を事とし勢に托して爲さざる所なかつた小人輩も痛棒を喫せざるを得なかつたであらう。これによりて是れを思へば黃龍の監收未だ人を得ざるの故に不豫の色あり、其の人を得るに苦心せしも當然である。(禪林寶訓)

〔樹頭〕

備用云。山門松徑。蔭様竹木。護惜山林。備修造。常切巡視。栽補及時。因果歷然。功無浪施。

人少松枯。再來良未晚也。

禪勅兩規には此職見えざるも、直歳の職があり、「巡護山林。庇風水」と云ひ、諸禪錄に「謝樹頭上堂」等の散見すれば、その實の存したるは明かである。

更に禪規には院門收糶買賣等の爲に廨院主が存し、庫頭の條に「……如山野寺院。城市稍遠。衆僧所用。及藥密茶紙之類。亦宜準備。」の次に、「僧行回買。常存道念。不可憚煩。」と附加せるは注意すべきである。

以上は勅規を主とし、禪備兩規を從として作務を考察したのであるが、前節已に注意せる如く校定規にも表れて居り、幻住には更に高潮されてゐるのである。

校定規は自序に「吾代之有清規。猶儒家之有禮經。」と題せる如く、禮を主としてゐるやうである。然し、

「土木一事。不可減尅。衆口勸易舊規。謂我住持。能成此事。又不可坐視日傾頽。當計常住有無。誘化檀度。垂利於後。……當思古人建立之難。」(上卷二十六新住持入院)

五月分 芒種後插種畢。當檢例。……如梅雨之時。於上堂際。叮囑直歲。照顧僧堂殿宇等處損漏。令其疏浚溝渠。

六月分 ……此月入伏。晒薦拂塵。乃堂司職事。

三月分 此月農務方興。庫司當提點耕種。乃諸莊陂堰之類。或山林茶笋抽長。合出榜禁約。住

持當提點。(下卷十九月分須知)

の一例を擧げ得るによつて察せらるべきである。

時弊を救濟せんとして清規を編修し、「菴居營務遠効古人」(歳計)と云ふ幻規が、私規とは云へ作務に意を用ひしはむしろ當然である。年規の初に、「調醴合醞杓柄上。豈待既索之後。客心種月鋤雲鏗頭邊。須向未扇已前具眼。」と云ひ、歳計には、「古人有栽田博飯與開田。大義及插鋤叉手之風。……法久弊生上下偷安之習。既盛尸位索飡。猶興嗟怨焉。知鏗頭邊有立地成佛之旨哉。」と戒め「雖不能扶犁荷鍤。亦須當奉餉供湯要知其作之爲我也。故百丈有一日不作一日不食之戒。豈徒然哉。」の語によつてその作務舉揚の状を知ることが出来る。

更に、營備中の齋饌、修葺、治疊、家風中の用人、分衛、名分中の知庫、飯頭、踐履中の外縁、訓童行等の條々、言を起すや必ず古人の機縁を擧げ、悟後の自在妙用遊戲の境涯を彷彿たらしめて、大衆を鞭策奮起せしめてゐる。何人も此規を一讀せば作務の風を尊びし普應國師の風貌に接するの感あらしむるのである。更にその一端を摘録することを許されたい。

「遇暑伏則合醬造醋。做豉收椒花。晒瓜茄。糟藏鹵閑等。須求醞釀作用之法最良者。取而効之。」(歳計)

「糊窓拭器掃地裝告刻草夾籬搬柴運水。既不妨於道用。亦有助於行門。習成本色住菴人。乃見古風猶不墜者也。」(修茸治慧)

「今此職務莊嚴。保社安慰衆心助。轉食輪遠資法化。誠利佗之極致者也。前輩如雪峰大。隨山。諸老自此而高登祖位。盛播遺風豈猥屑之謂哉。有力於道者。宜審之。」(飯頭)

以上杜撰ながら、勅規及び勅規以前の清規について、作務一般を考察し、その状を臚ながら記すを得たれば、次に勅規以後の考察に進まん。

註(1) 唯天童諸莊。古式不墜。監收無レ人已。望望畏レ之。每年至和會。加レ禮敬請特爲了。至三下莊且一。山門首釘掛。講茶湯證一鳴二樓鐘一。集レ衆門送。上騎。至レ今遺風在焉。

註(2) 備規卷七。典座之餘云。假名職圖監收。園地半占。哉麻宇。以爲園丁補洗。選代相承。習以成レ弊。

註(3) 初爭二莊職一。安能編及。構二怨住持一。上下不レ睦。一也。一充二此職一。離レ寺相違。驛レ所レ不レ爲。致レ争起レ訟。供衆錢糞。盡皆耗費。復積二逋負一。以累三千後一。因而紀綱不レ振。莊甲生レ侮。租課不レ還。其弊二也。縱使老成能事充レ之。

而洲縣應酬。吏胥管幹。郷都職役。郷里富豪。皆合退陪。既啓二其端一。稍有レ不レ及。便生二曇障一。雖不明支。而巧立除破。公私無益。故莊中之費。或半於寺。其弊三也。

(B) 勅規以後

一進一退は社會の常である。盛者必滅は自然の道理であるか。勅令を以て發布された勅規も一度は叢林の墮眠を覺醒したが、皇帝の方もこの大勢を如何ともすることは出来ない。「迨今隆替相

承。人情懈變。或執意自矜。或茫然忽略。或強弱異勢。黨與攻爭。或口舌是非。終年失睦。」(兩序自)の文字は實に當時の叢林の實情で、もあつたらう。

かゝる中にあつて「非惟有玷法席。抑且無補毗尼。用是撫大綱。詳其細事。」として兩序須知を編した行元の精神は誠に見るべきものがある。

全卷を一貫せる須知の

一、凡遇公事(普請)宜隨衆。除事繁弗論。(除有事)

一、以勞逸必均爲念。毋恃職自暇其身。

であるによつても作務の風は察せられる。兩序中特に東序について一々記するは論旨を更に明かにするものではあるが、既知の事實を再説するの勞を避けて、特に直歲のみを記して他を推すこと、せん。

直歲の貴ぶ所は公勤事を辨じ、勞逸必ず均しくするをもつて念となせと云ひ、須知の大要を示せば左の如くである。

一、風殿堂寮舍之損漏。戶牖墻之崩圯。須及時白方丈。打點工衆整葺。

一、常住有土木雜作之役。當統率衆工。……………一、大小匠工。有不勤作者當黜遊惰。

……………

一、田園播種收穫。須及時催讚司田園者。一、田園庄舎。碾磨碓坊。頭疋舟車。俱要應時修葺。……………

一、鋤鋸刀斧。簍笠扛繩。所用雜物等。……………有破揖朽壞者。分付及時收埋。
 一、般隻出入。須照管搬貨。及囑付看守者。收繫放纜。水旱二時防護等。
 一、作務出坡。夏冬化柴。……………一、普請出坡。當以身先之。……………

勅規を去ること五百余年、叢林兩序須知より後るゝもの二百年、戒律寢廢し佛法秋衰の時に當り、時弊の救主として百丈清規證義記は現れた。此規中に普請を極論せるは已にのべた所である。兩序を見るに他規に比して著しい變化は



の如き列職の増設である。山寮の増設に寺有財(山)の増加を見、厨房の分掌には大衆並に行者の増加し、叢林の盛大を意味するのではなからうか。

「然住持之體。雖尊至於作務。猶與衆均其勞。賢百丈。而有「一日不作一日不食之節」。住持之

義可知。」(住持章)

と力行作務を論じ、且この精神は兩序章全體に通じてゐる。且「證義曰」の所には、古人の機縁、緣由等を詳述して入道の者を導くこと誠に懇篤である。清規成立の精神は「可有格無犯。不可有犯無教。」であるであらう。されど、

若私伐一株。罰賠出院。或私行售賣。及私情與人者。倍罰出院。於一切坡務耕種收租等。怠墮偷安。不實心辦理。罰出院。(值藏)

柴薪不得私賣。查出罰賠。(紫頭)

凡時鮮瓜菜等。不得_{行私}先食。或將園菜私送。查出重罰。(園頭)

の如き一例に見る如く罰の文字の少からず、且清規以外の書を散見し、更に時代そのものを考ふる時、大山となり勢ひ已むを得ず分掌するに至つたのであらうが、作務の上に陰影のかゝれるを見逃すことは出来ない。作務に關する職制完備し、舍寮規嚴格に掲示さるゝとも、生命は次第に失はれつゝある。作務の風もやがて地を拂ふに至つたのである。

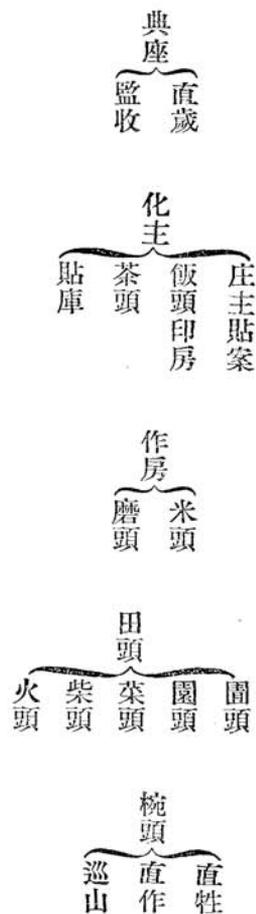
(C) 日本編修清規

上來支那に於ける作務一般の跡を辿つたのであるから、次に日本編修清規(今は永規・變規・堂規)について概説しよう。永規典座教訓に「古來有道。之佛祖所遺之骨髓也。」と云ひ、師の天童にある

時、背骨弓の如く、龍眉鬚に似たる一典座の苦辛作務するに會し、問答往復の後「步廊脚下潛覺此職之爲機要矣。」と誌してゐる。且「經一日夜。調辦齋粥無虛度光陰。有實排備。舉動施爲。自成聖胎長養之業。退步翻身。便是大衆安樂之道也。」と論し、更に「嘗觀當職。前來有道。其掌其德。自符大僞悟道。典座之時也。洞山麻三斤。亦典座之時也。」と古聖を示して警策してゐる。「敬重猶御僕之法。」「喚米喫菜等。又以尊崇之言。而喚之也。」の簡句にも眞箇作務に透徹し、一葉の菜を拾ふにも佛の慈悲を感じ、一瓶の水を汲むにも天を動かし、地を動かす妙用を表はし得る底の深き宗教的情操の吐露を見得るのである。

知事須知中、園頭の條に「園頭一職最難極苦矣。有道心者勤來職也。無道心人不可充之職。常在菜園隨時種栽矣。佛面祖而驢脚馬脚。如裏夫如田。夫終日携鋤。而自畊自鋤。擔屎擔尿。不_レ怕_レ生根。唯待熟爛不可失時。」と云ひ、天童古佛の會にありて、齡六旬余にして初めて此職となり、三ヶ年營々として力行した普園頭を、「若以老普。比諸山長老。諸山之長老未及普園頭矣。」とまで賞揚してゐる。而も私は「凡諸知事頭首及當職作事作務之時。節可保持喜心老心大心者也。」と云ふ所に、彼の作務の風に加ふるに、綿々密々な家風が偲ばれるのである。

樂規執事單には、(作務に關係あるもののみを記す)



この名は歴然と表れてゐるが、已に普請章に記せし如く、「叨受國思事々如意故。無田園耕種之勞。唯有小務。……」の狀であるとは云へ、「老僧在故土時。重興黃檗。雖數千指。普請之風日日不墜。」(樂規、普請章第九)より察するに作務の風を尊ばれしは明かである。

更に僧堂清規を按ずるに、「直歲ハ年中寺内ノ修理ヲ掌ル。明窓牆壁ヲ修補シ、動用ノ什物、道具器物ヲ修換シ、山林ノ竹林、田園ノ栽種ヲ提舉ス。山門至極ノ營務故ニ一年ヲ限ツテ交替ス。……」と誌し、列職には

飯頭、粥頭、醬頭、炭頭、燈頭、爐頭、火頭、柴頭、園頭、樹頭、桶頭、磨頭、水頭、供頭、茶頭、監收、監糧、……。

等の名が見ゆ。菜頭に云く、

コノ職厨下ニ菜ヲ棟フ、枯葉蝕葉ヲステ、虫ハ青虫ヲヨリ檢スベシ。モシ虫ヲ誤ツテ、鍋中ニ煮

レバ、殺業ヲ作ル。ウヘニ三寶供養ノ食物、非法トナリ、大衆知ラズ受用スレバ、中テ毒多シ。ゴク少モ用ラル所ヲ皮ヲ厚ク取り、根ノ端ヲ長ク截リ捨レバ、施主園頭ノ勞ヲ空クシ、自身モ福ヲ減ス。計功多少彼來處ヲ觀シ慎メバ、増福ノ職ナリ。

と。以て綿密なる風は明かで作務を尊びし精神は歴然として表れてゐるのである。

(日本編修清規の項、未だ暇なく甚だ簡なり。他日閑を得て増補する機もあらん。)

支那及び日本に於て作務の精神が尊ばれ、高潮され、實踐されしことは上述の管見を以てしても明らかであるが、この精神は西洋に於ても決して等閑に付せられてはゐなかつた。(註I)かくて作務は叢林、monastery に於て——現代に於て如何なる位置に置かれるにしても——重要な場席を與へる事の妥當なるを承認し得るであらう。叢林、monastery の盛衰に關しては外的、內的兩方面より多くの原因をあげ得る。前者は、政治的、經濟的諸關係の上に立つものであり、後者は宗教或は宗教者自體の問題に結びつく。それ／＼の立場から、それ／＼の事由を提起し得るであらう。私も作務を中心とする一の立場から、それに何物かを附加し得ないであらうか。(今は支那叢林についてのみ云ふ)

叢林の盛衰は住持長老の其の人を得ると否とに關するは云ふまでもないが、又その制度に起因す

る惡弊に基くものも決して少しとしない。作務の消長を窺ふ爲に莊主、監收の一職を歴觀せん。

禪規に莊主のみ存して監收の名なきは前述の如し。思ふに斯職を分掌する程の繁忙のなかりしこと、即ち莊田、莊務の少かつたことを意味するのではなからうか。然るに備規を按ずれば、前掲（A註²）の如く典座と共謀して惡事をなす事實を指摘し、これを戒めてゐるより察すれば、その状の思ひ半に過ぎるものがある。莊主、監收にならんと勤舊の者は力を頼み、力弱き者は黨を樹て、相争ふに至り、斯職にあてられず遂に師を怨んで害を加へんとする者すら現れるに至つては言語道斷である。かく「作さずして食はん」とする、不勞所得によつて利名榮譽に生きんとする大衆の、一方叢林の財を害し、他方莊田より極端に苛斂誅求して、莊田使役者の莊主・監收に害を加へし例の少くないのも當然である。こゝに作務精神頹敗の兆は如實に露はれてゐる。

勅規冠頭の聖旨に云く、

如今依著在聖旨體例裏。不揀甚麼。差發休當。（註²）這的每寺院房舍裏使臣每休安下。（註³）鋪馬祇應休拿者稅糧休納。（註⁴）但屬寺家水工園林。人口頭疋。店鋪。解典庫浴室。竹園山場。河泊船隻等。不揀是誰休奪要者休倚氣力。（註⁵）

勿論頭疋・店鋪・解典庫・浴室等の經營は、寺家に屬する行者の類をして爲さしめたであらう。今日この邊の詳細な消息を知るに由なきも、かゝる方面への經濟的發展は叢林として必要事ではあ

るが、その結果叢林日用の貨財に事缺かざるに至つて作務衰頽の兆をして益々助勢せしめしは自然の勢である。

勅規の筆誅と皇帝の外護によつて一度は匡正の運に向ふと雖も、大勢の趨く所は如何ともなし得ず、義記を通じて見る叢林の盛も畢竟生ける屍に過ぎない。明末より清初にかけて作務の風は地を拂つた。堂塔の存し、僧行者聲高らかに經を誦するも禪宗は事實上滅亡したのである。

然し私は更に、その最も根基的因由とも云ふべきものを、兩序の制度自身の中に認識し得ると思ふ。たとひ規則制定上已むを得ないものではあらうが、世、出世を裁然と分けた所に存しはしないか。暫くそれを許すとしても、勅規に「古猶東西易位。而交職之。不以班資崇卑爲謙。今岐而二之非也。甚而黨鬪強弱異勢。至不相客者有矣。」と云ふ如く、兩序は古來一定の時期を以て交替したのである。かゝる原則も時代と共に變遷し、遂に兩序が對立するに至り、西序は、坐禪看經等所謂出世法を事とし、東序は専ら庶務萬般を行じて所謂世法のみを掌り、一を執して代らざるに至つて、各々専門的傾向が濃厚になつて行つた。雲桃章に云く、「近來唐土モ日本ノ様ニ成タケナシ、甚而知事ハ知事、頭首ハ頭首、ト徒黨ヲ立ルソ」と。更に「僧堂ニ坐禪スル僧ハ一人モナイソ、結句今ハ僧堂僧ト云テ、坐禪ヲハ、我力セウス事テハ、ナイヤウニスルソ、僧堂僧トテ、サクルハ、ナントシタ事ソ。」と誌するに至るも當然である。

かゝる傾向は、人間性自身よりの必然的發展であり、不熟練の面倒を除き、なべて所謂「經濟的」なるは、アダム・スミスの所説の如くである。が、物の生産の莫大と、便宜に眩惑されて、他面に不知の間に醸されてゐる害毒を見逃してはならない。これ已に所謂「分業」に反對して綜合の叫ばれる所以である。クロボトキンも「頭腦労働者と手工労働者とに分れる社會の分割に對して、われわれはこの兩種の活動の結果をもつて對抗する、そして頭腦労働と手工労働とに分つ今日の分割の支持を意味せる「技術教育」の代りに、われわれはこの有害なる區別の消滅を意味せる綜合教育エデュケーション・システム 即ち完全教育を鼓吹するものである。」(註6)と云つてゐる。頭腦労働者、手工労働者と兩者の完全教育に止揚されてゐるのは、叢林の兩序と作務との關係に於て暗示深きものではなからうか。宗教が單に私達の部分的活動ではなくして、「全」として働く所に存する限り、即ち心身一如の妙用體現に存する限り、換言せば法格人格への轉換が見取に非ずして行取に存する所に、坐禪、看經、瞑想の外に行を要望して已まないのである。人間の全體性活動の作務がなくてはならぬ。兩序の専門化は作務の風を地に墜すのみならず、眞に全體備用底の漢を鑄出する作家の道ではない。のみならず、人格の尊嚴性獨立性が無視せられ、創造的活動性の畏縮を來し、宗教的には生命の自殺とも云ふを得ん。

個人的要求からも必然的に要望されねばならぬが、靈的團體も社會的存在として色身を有する限

り、何等かの意味で社會的色彩即ち勞働がなくてはならぬ。消極的でなく、積極的生產的でなくてはならぬ。然らざればその團體は自滅する外はないのである。(註7) 現今の支那叢林の衰微をかく作務の上からも見得るのではなからうか。

入浴資次の變化についても、この問題研究に對し意味深いヒントを與へ得ると思ふ。(註8)

私は上來、清規を中心として叢林に於ける作務の管見を記したのである。勿論更に宗教一般、及び地理的、時代的、經濟的諸事情をも合せ考へることによつて一層作務の歴史的事情を明し得るのではあるが、今はその暇を持たないのを憾とする。次に當然起るべき問題は作務の價値、禪に於て占むべき場、即ち權利の問題であるが、今は作務一般に關する事實問題の一端に止め、淺學の沃兒妄りに言句を弄して閑葛藤を事とし、徒らに平地に波浪を起す、その罪や淺からぬであらう。慚愧々々。(完)

註(1) 基督教史上に於て、修道院の創設者 Anthony の孤獨的修道法を改めて團體的修道法とせしは Pachomius (二九〇—三四六) である。彼は慈善と作務の重んずべきを唱へ、修道院志願者を其の職業によつて分類し、一組を四十人程と定めて、それらの仕事に勵ましめた。而して其の製作品を市場に鬻ぎ、その利益を以て修道院を維持し、餘を慈善事業に用ゐた。彼の精神を汲みて、其の清規を大成した Basil (三二九—三七八) が作務を主張せしは言を待たず。

然し修道院史上劃期的大功を樹てしは伊太利 Narsia の St. Benedict (四八〇—五四二) である。彼は正に西洋の百丈である。彼は「怠惰は精神の致命的敵であり、惡魔の仕業なり。」と云ふ。その目當底は「Seven hours were to be devoted to prayer, singing of psalms, and meditation; from two to three hours, especially on Sunday, to religious reading; and from six to seven hours to manual labour in door in field, or instead of this, to the training of children, who were comitted to the cloister by their parents. (obeect) として以て勞働の長時間なるを見るが、The life of cloister consisted of a judicious alternation of spiritual and bodily exercise. This is the great excellence of the rule of Benedict.——と云はれつゝ。祈禱、禮拜、瞑想は重用事であるが、手工、農業、寫本、教育、建築、著述、善民教育は最も注意すべきことである。

又 James O. Hannary は此規を *Regular and systematic labour was part of the daily routine of life in a Benedictine Monastery. According to the season of the year, a greater or less number of hour were spent in the field. The amount of food and drink might vary with the severity of the labour. (The Spirit and Origin of Christian Monasticism.)* と評してゐる。メネダイクトは僧院を立てより十四年間、即ち死に至るまで、大地を耕し、貧民を養ひ、近隣の人々に説教して倦む所がなかつた。作務の體現者であつた。

一〇九八年に創定せられしントー修道院より派出せるセルタルシアン派に於ては、農業、森林開拓等に功を奏してゐる。作務の内容は、土地と時代と慣習によつて異なるも、その精神の綿々として持續されて來たかは知察するに難くない。然し修道院も十六世紀以後は次第に衰微し、作務の風もわづか一角に残存するにすぎざるに至つた。

註(2) (2)より(5)までは左鱗・雲桃章によつてなす。

今攀三前代詔令之例一、而復發釋氏免役之語也。

註(3) 凡天子臣使四方者。挾二威權一。到處投宿。無レ所ニ避諱一。故令禁之。令レ勿レ宿二僧人之寺院房舍一。

清規を中心として觀たる作務考序説(二)

註(4) 勿下自ニ寺領内ニ亂取_中傳馬歩役_上也。寺院莊園不レ可レ納_二年貢於官府_一。鋪馬ハ、日貢ノ馬也、傳馬也。

註(5) 入口トハ、上ニアルヲ人ト云、下部ナントヲ口ト云。頭足トハ、牛羊ヲ頭ト云、馳馬ヲ足ト云。碾磨トハ、上ニマハルヲ碾ト云、下ノ盤ヲ磨ト云。店鋪トハ、店屋ソ、店屋ヲ立テ、物ヲ買賣シテ、其利ヲ寺家ノ爲ニ用ソ。解典庫ハ質屋也。是ハ出家ハ、セマイ事ナレトモ、無盡財ト云テ、佛ノ時ニモ、明律ノ者ニユルタソ。律曰。無盡財。蓋子母展轉無盡故。(忠) 曰。取ニ典物ニ貸レ財。而遂レ利以賑ニ寺用_一。又名ニ長生庫_一。浴室トハ錢湯ソ、此モ浴錢ヲ取テ、寺家ノ用ニツカウソ。河泊ハ渡也。船隻トハ、船ト云義マテソ。不棟是誰……氣力ハ、上所レ列。水土乃至船隻等寺院之物。一切不レ可ニ奪取_一也。勿下官人持_二天子威勢之大_一逼_中迫僧人_上也。

註(6) クロボトキン全集、第四卷、第八章「頭腦労働と手工労働」(春陽堂版)参照。

註(7) 鈴木大拙氏著「百醜千拙」(禪堂に於ける作務教育)参照。

註(8) 禪規の「衆僧入浴後一會。行者入浴。未後住持人入浴。」より兩序須知の「住持浴畢。入堂請浴。隨到諸頭首處。頭首浴畢。當通知客。請檀越居士浴。」に變化してゐる。而も備規に「藏室和尙。住温州能仁。因韓在二鼓入浴。浴罷。請罪於頭首。」を見ても入浴資次の嚴守されしを知る。後世の者は皆後者に準ず。